

●香川県告示第107号

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

香川県公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱（平成16年香川県告示第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(公表事項及び公表の方法) 第2条 略			(公表事項及び公表の方法) 第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる公共工事又は委託業務に応じ、同表の中欄に掲げる公表事項をそれぞれ同表の右欄に掲げる場所において閲覧に供する方法により公表するとともに、当該公表事項をインターネットの利用により公表するものとする。		
公共工事 又は委託 業務	公表事項	閲覧場所	公共工事 又は委託 業務	公表事項	閲覧場所
公共工事	略	略	公共工事	略	略
	略			略	
	予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。） <u>最低制限価格及び低入札価格調査基準価格</u>			予定価格（随意契約による場合は、当該予定価格が250万円を超えるものに限る。）	
入札による委託業務	<u>建設コンサルタント等業務に係る発注見通し</u> 指名競争入札を行った場合における指名した者	<u>土木監理課、香川県小豆総合事務所、林業事務所、土地改良事務所、土木事務所及び香川県高松港管理事務所</u> 公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が1,000万円以上のもの	入札による委託業務	指名競争入札を行った場合における指名した者	公表に係る委託業務の予定価格（簡易公募型プロポーザル方式による場合は、目安額）が1,000万円以上のもの

	の商号又は名称	のにあつては土木監理課、1,000万円 未満のものにあつては当該委託業務を 執行する課等
	略	
	予定価格	
	低入札価格調査 基準価格	
略		

	の商号又は名称	のにあつては土木監理課、1,000万円 未満のものにあつては当該委託業務を 執行する課等
	略	
	予定価格	
略		

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。